



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年6月12日

加古川市長 岡田 康裕



加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

| | 加古川駅周辺 | 東加古川駅周辺 | 宝殿駅周辺 | 尾上の松駅周辺 | 浜の宮駅周辺 | 別府駅周辺 |
|-------------|--------|---------|-------|---------|--------|-------|
| 令和8年5月27日 水 | 1台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 |

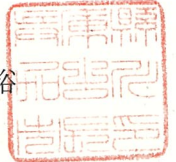
| | |
|------------------|---|
| 保管及び返還場所 | 加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地) |
| 保管期間 | この告示の日から60日間 |
| 返還日時 | 月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時 |
| 返還を受ける際に必要なもの | 自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円） |
| 返還することができない場合の措置 | 保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。 |
| 問合せ先 | 加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898） |



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年6月12日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

| | | 加古川駅周辺 | 東加古川駅周辺 | 宝殿駅周辺 | 尾上の松駅周辺 | 浜の宮駅周辺 | 別府駅周辺 |
|----------|---|--------|---------|-------|---------|--------|-------|
| 令和8年6月1日 | 月 | 6台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 |
| 令和8年6月2日 | 火 | 2台 | 1台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 |
| 令和8年6月3日 | 水 | 1台 | 1台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 |
| 令和8年6月4日 | 木 | 0台 | 0台 | 0台 | 1台 | 0台 | 0台 |
| 令和8年6月5日 | 金 | 0台 | 1台 | 0台 | 2台 | 0台 | 0台 |
| 令和8年6月6日 | 土 | 6台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 | 0台 |

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

| | | | |
|----------|---|--------|----|
| 令和8年6月1日 | 月 | 加古川町友沢 | 1台 |
| 令和8年6月1日 | 月 | 野口町野口 | 1台 |
| 令和8年6月2日 | 火 | 平岡町新在家 | 1台 |
| 令和8年6月2日 | 火 | 別府町別府 | 1台 |
| 令和8年6月2日 | 火 | 西神吉町岸 | 1台 |

| | |
|------------------|---|
| 保管及び返還場所 | 加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地) |
| 保管期間 | この告示の日から60日間 |
| 返還日時 | 月曜日から日曜日(祝日、年末年始を除く)10時15分から18時 |
| 返還を受ける際に必要なもの | 自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料(自転車2,000円・原動機付自転車4,000円) |
| 返還することができない場合の措置 | 保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。 |
| 問合せ先 | 加古川市放置自転車保管所(電話 079-425-5898) |